

## 平成26年第14回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

### 1 開催日時

平成26年9月4日（木）14時00分から15時21分まで

### 2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

### 3 出席委員

住吉徳彦、奥田竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、城戸秀明（教育長）

### 4 欠席委員

なし

### 5 出席事務局職員

教育次長 西牟田龍治、理事 中村潤、理事兼総務部長 川添弘人、  
教育企画部長 吉田法稔、教育振興部長 辰田一郎、総務課長 大場茂嘉、  
企画調整課長 木原茂、教職員課長 原田靖

### 6 会議

14時00分、住吉委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

協議（1）、（2）、（3）及び第31号、第32号、第33号議案「県費負担教職員の人事について」は、宮本委員から、人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

#### （1）報告

- ・福岡県高等学校生徒受入れの長期計画について

木原企画調整課長から、福岡県においては、公立高校と私立高校が協調・分担しながら、高等学校への進学希望者に対して継続かつ安定的な就学機会を提供するため長期計画を策定しており、これまで昭和50年から4回にわたり計画を策定してきたが、現行計画が本年度で終了することから、平成27年度以降の適切かつ円滑な受け入れを行うために、昨年度長期計画策定協議会を立ち上げて協議を重ね、今回、同協議会において報告がなされたので、その内容について報告を行う旨の説明があ

った。計画策定の期間は平成27年度から平成36年度の10年間とされ、高等学校への想定進学率の目標値を96%と設定し、中学卒業生数の見込みと想定進学率から高等学校進学者数を推計している旨の説明があり、高等学校進学者数の公立及び私立の受入比率は、県全体で概ね公立60：私立40の受入比率を維持することが望ましいとされたとの説明があった。今後の公私立高等学校の在り方については、各学校間で切磋琢磨し、福岡県の教育の質を更に向上させる必要があり、「福岡県公私立高等学校連絡協議会」において、最新の資料に基づき各年度の受入計画の策定を行うとともに、公私の受入れ状況やそれぞれが策定、推進している計画等の実施状況などについても十分に協議する必要があるとされたとの説明があった。福岡県教育委員会として、今回の報告を最大限尊重し、毎年の県立高校入学定員の設定の指針とする予定であるとの説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員長から、長期計画は10年スパンであるが、教育界における社会のニーズ、生徒のニーズ、社会情勢は変化していくと思われる。そういったことを見越しての中期的な計画の見直しについてどのような認識を持っているのかとの質問があった。

これに対して、木原企画調整課長から、現在の子供たちの状況や教育界を取り巻く状況は非常に変化が激しいので、そのような状況をきちんと見極めながら、今後の動向を踏まえ、受入れの在り方、学校の在り方をトータルで検討していく必要があるとの説明があった。

次いで、住吉委員長から、通学区域の見直しについて質問があった。

これに対して、木原企画調整課長から、昭和47年に15学区とされ、一部統合して現在13学区となっているが、他県では全県一区というところまでできており、現在の通学区域の在り方については、生活圏、交通体系も変化してきているので、トータルで考えて慎重な検討を行っていく必要があるとの説明があった。

次いで、清家委員から、学力的に公立にも私立にも進学できない生徒がいるのかとの質問があった。

これに対して、木原企画調整課長から、学力検査であるので、一定以上の水準は求められるが、全日制以外に、定時制、通信制という選択肢もあるので、本人の意欲があれば何らかの受入れは可能ではないかとの説明があった。

次いで、宮本委員から、中学校卒業後、1年経ってから高校へ進学する生徒の人数や割合は把握しているのかとの質問があった。

これに対して、木原企画調整課長から、過年度生は毎年若干いるが、正確なデータは把握できていないとの説明があった。

次いで、住吉委員長から、長期計画策定協議会において、私学側からはどのような意見が出されているのかとの質問があった。

これに対して、木原企画調整課長から、最近では、那珂川町立福岡女子商業高校が学校法人へ移行するという新聞記事について、今後の公私受入比率にどう影響するのか等の意見が出ていたとの説明があった。

次いで、住吉委員長から、推計と公私間の協議により概ね公立60：私立40が合意されているが、今後の推移を注視していただきたいとの意見があった。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

公開審議はここまでとされ、住吉委員長から傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

## (2) 協議

- ・ 県費負担教職員の人事について

原田教職員課長から、県費負担教職員の信用失墜行為について説明があった。

次いで審議が行われ、これについては議案として審議することとなった。

## (3) 議事

- ・ 第31号議案 県費負担教職員の人事について

原田教職員課長から、県費負担教職員による信用失墜行為に対し、懲戒の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第31号議案は原案どおり可決された。

## (4) 協議

- ・ 県費負担教職員の人事について

原田教職員課長から、県費負担教職員の信用失墜行為について説明があった。

次いで審議が行われ、これについては議案として審議することとなった。

## (5) 議事

- ・ 第32号議案 県費負担教職員の人事について

原田教職員課長から、県費負担教職員による信用失墜行為に対し、懲戒の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第 3 2 号議案は原案どおり可決された。

**(6) 協議**

- ・ 県費負担教職員の人事について

原田教職員課長から、県費負担教職員の信用失墜行為について説明があった。

次いで審議が行われ、これについては議案として審議することとなった。

**(7) 議事**

- ・ 第 3 3 号議案 県費負担教職員の人事について

原田教職員課長から、県費負担教職員による信用失墜行為に対し、懲戒の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第 3 3 号議案は原案どおり可決された。

住吉委員長が閉会を宣言し、15時21分閉会した。